

## ドイツと中国，特許審査ハイウェイ試行開始

2012年1月24日  
JETRO デュッセルドルフ事務所

ドイツ特許商標庁（DPMA）は，1月23日，中国国家知識産権局（SIPO）との間で同日より特許審査ハイウェイ（PPH: Patent Prosecution Highway）の試行プログラムを開始する旨，プレスリリースを行った。

両庁は，2011年10月11日に北京で開催された独中協力30周年記念式典に先立ち，2011年10月10日にPPH開始に合意し，DPMAのルドロフ・シェファー長官およびSIPOの田局長によって署名が行われていた。

試行期間は2年間であり，PPH本格実施の適切な評価をするために十分な数の申請に達するまで延長される可能性がある。一方，申請件数が処理可能なレベルを超えた場合には，試行期間の途中で終了することもある。

DPMAにとってのPPH合意は，日本国特許庁（JPO），米国特許商標庁（USPTO），韓国知的財産庁（KIPO），カナダ特許商標庁（CIPO）に続いて5つ目。

— DPMAによるプレスリリースは，以下参照 —

[Schneller zum Patent: Pilotprojekt "Patent Prosecution Highway" zwischen deutschem und chinesischem Patentamt](#)

— DPMAによる手続きの説明は，以下参照 —

[Guidelines for participating in the Pilot Program Patent Prosecution Highway DPMA – SIPO \(PDF\)](#)

— 独中協力30周年記念式典に関する欧州知的財産ニュースは，以下参照 —

[ドイツ特許商標庁, 独中協力30周年記念式典における成果を公表\(2011年10月17日\) \(PDF\)](#)

(以上)